

共生・公正・創造



# ユニオン・EYE

<http://www1a.biglobe.ne.jp/jrtu-EWU>

ジェイアール東日本労働組合  
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号  
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290  
発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

【東労組執行部の権力把握をめぐる内部確執問題の整理！ シリーズ5】

## 嶋田たちのホームページ 更新による反本部派の猛反撃

答えて下さい！シリーズ <2005.11.20 007>

「深慮遠謀」で峰田長野地本委員長を制裁！

リーダーシップを発揮できないイシカワ委員長

東労組本部の機関紙『緑の風』 402(05.10.1)によれば、第4回中央執行委員会(9月20日)は峰田長野地本委員長を「次期中央委員会へ制裁申請を行う」との断を下したと報じている。言い訳的に「深慮遠望」を重ねた結果だと。制裁の理由は「長野地本第20回定期大会において、決めてはならない第21回本部大会方針に反する方針を決定してしまった」ということらしい。

いつでもそうだが、冗談もいい加減にしてくれ！長野地本定期大会には本部より副委員長以下の中央執行委員が参加し、地本大会の成功を確認して本部に帰ったのである。ところが、この地本大会に参加した本部役員が「長野地本は美世志会をよばないことを決定した」と報告し、長野地本大会は決めてはならないことを決めたと結論づけたのである。長野地本大会終了から2ヶ月間、どんでん返しになる期間、何があったのか、明確に答えてもらいたいものである。なぜなら長野地本大会は峰田委員長を筆頭に「美世志会をよばない」などとは誰も一言も言っていないのである。敢えて言えば、2003年4月15日に開催された長野地本主催の「4.15 反弾圧大集会」におけるヤジの問題で、「調査委員会が設置されたのだから、この調査報告をしてください」と本部にお願いをしてきたのである。さらに「長野地本大会決定方針は本部方針に反している」という認識にはない。が、方針を再確立するため臨時地本大会を開催する」とまで本部に伝えているのである。

なぜ、「認識の違い」で峰田長野地本委員長が制裁されなければならないのか？答えて欲しいものである。・・・「排除の論理」では決して克服されないことは歴史が証明しているところである。「深慮遠望」が「深慮遠謀」と評されないためにもキチンと答えてもらいたいものである。峰田長野地本委員長の制裁申請には一片の正義もない。組合民主主義を語る民主主義の破壊者・東労組本部の役員たち。もし、まだ良心の一かけらがあるなら、自らの言動に恥を知れ。

一言だけコメントさせて貰うと、東労組発行誌『セミナー』第81号掲載の松崎氏の立派なご見解「やたらと幹部同士が仲が悪いということがあるんだけど、なんで仲が悪いかわからない。やはり認め合うということが大事なんじゃないですか。...」「...無理強いしてはダメです。議論は必要だけれども、当然反対の人と賛成の人はそういう立場があっている。それが労働組合だ」などからすると、間違いなく「正しいのは反松崎・本部派の主張」である。そして、JR東労組の重鎮、余人をもって代え難い人物「松崎明」の“威令”は、何故かさっぱり行き届いていないようだ。

《国鉄改革の完成に向けて(宗形明著)169ページ~170ページより抜粋》